

京都市告示第 251 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等に限ります。）を次のように指定します。（ただし、平成 19 年 9 月 1 日時点の京都市の区域内に限ります。）

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 10 月 23 日

京都市長 梶 本 頼 兼

整理番号	路 線 名	起 終 点 点
1	西野山水0093号	山科区西野山射庭ノ上町67番地の19地先 山科区西野山射庭ノ上町67番地の72地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)